

一般社団法人 投資信託協会  
 会長 殿

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
 代表取締役 新田 恭久

正会員の財務状況等に関する届出書

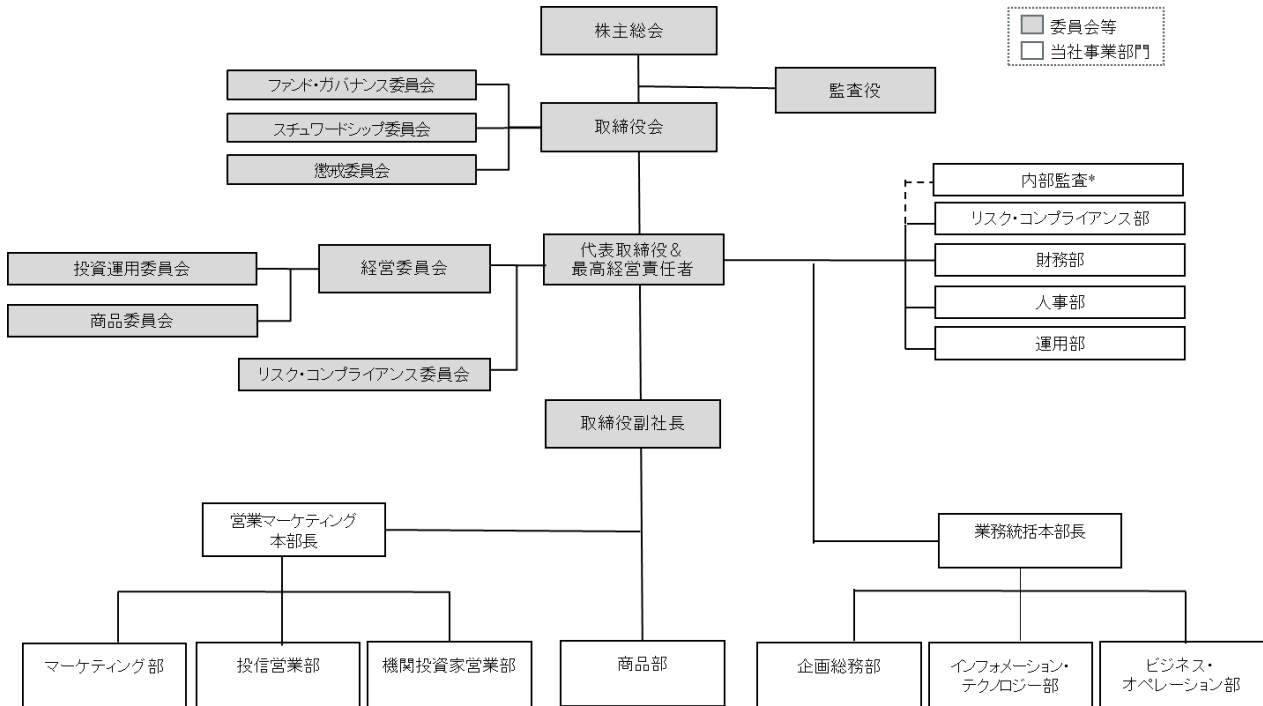
当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額等 (2022年7月末現在)

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構 (2022年7月末現在)



\* 内部監査はプルデンシャル・グループの内部監査部門に業務委託して実施する。

・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役の中より代表取締役を1名以上選任することができます。  
 取締役会は、代表取締役が招集し、議長は取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。  
 取締役会は、定款および取締役会規程に定める事項のほか、経営委員会が上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する際には、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資すべきでないとの運用哲学に基づき、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず投資運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行い、これらの調査・分析結果を踏まえ、投資運用委員会により決定された投資方針に基づいて、投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリスク・コンプライアンス部は、法令・ガイドライン等の遵守状況のチェックを行います。ビジネス・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

・監督体制

社内の監督ラインにおけるガバナンス体制を強化する観点から、「外に開かれたガバナンス体制」の考えに基づき、顧客視点での投信委託業の運営・管理態勢への監督機能を追加するため、ファンド・ガバナンス委員会を設置しました。

同委員会は、「お客様の立場に立った受託者責任遂行」の観点から当社の投資信託の運営・管理態勢の適切性、妥当性等を検証し、取締役会に報告するとともに、改善が必要な場合には取締役会に勧告する監督機能を持ちます。

また、業務執行からの独立性に留意し「お客様の立場に立つ」実効性を確保するため、同委員会の議長は社外取締役、その他の常任の委員は監査役、リスク・コンプライアンス部長とします。毎開催時の議題により幅広く社内外から参加者を招集し、オープンな議論を通し、「顧客の目線」の意識の浸透を図ります。

2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、2022年7月末現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	24	356,548 百万円
合計	24	356,548 百万円

### 3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(自令和3年1月1日至令和3年12月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期中間会計期間(自令和4年1月1日至令和4年6月30日)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

令和4年3月3日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 三添 明敏

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和3年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

	(単位:千円)	
	前事業年度 (令和 2 年 12 月 31 日)	当事業年度 (令和 3 年 12 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,083,875	1,538,878
預託金	52,153	-
有価証券	627,221	346,148
前払費用	36,483	40,394
未収委託者報酬	650,109	653,349
未収運用受託報酬	55,665	3,889
未収入金	124,194	66,655
未収法人税等	105,755	-
未収消費税等	11,117	-
流動資産合計	2,746,576	2,649,314
固定資産		
有形固定資産		※1
建物	39,156	0
器具備品	9,263	0
リース資産	10,460	0
有形固定資産合計	58,880	0
無形固定資産		※2
ソフトウェア	8,845	-
電話加入権	288	-
無形固定資産合計	9,133	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	72,570	65,234
投資その他の資産合計	72,570	65,234
固定資産合計	140,585	65,234
資産合計	2,887,161	2,714,549
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	317,094	329,929
関係会社未払金	185,847	104,786
その他未払金	14,894	30,830
未払費用	84,136	59,296
未払法人税等	-	8,794
預り金	18,620	13,253
賞与引当金	273,683	318,565
ファンド負担金返金関連費用引当金	9,200	-
未払消費税等	-	8,696
リース債務	3,425	3,425
流動負債合計	906,902	877,580
固定負債		
退職給付引当金	304,220	285,296
リース債務	7,966	4,540
固定負債合計	312,187	289,837
負債合計	1,219,089	1,167,417
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	401,696	280,756
利益剰余金合計	401,696	280,756
株主資本合計	1,668,071	1,547,131
純資産合計	1,668,071	1,547,131
負債・純資産合計	2,887,161	2,714,549

## (2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	4,038,098	3,871,102
運用受託報酬	91,506	23,831
その他営業収益	337,587	325,922
営業収益合計	4,467,192	4,220,855
営業費用		
支払手数料	1,656,625	1,636,789
広告宣伝費	56,177	59,766
調査費	243,581	256,922
委託調査費	950,790	804,220
委託計算費	89,937	88,790
通信費	16,209	11,652
諸会費	4,063	3,224
営業費用合計	3,017,384	2,861,365
一般管理費		
役員報酬	146,706	116,805
給料・手当	683,993	672,214
賞与	189,321	233,894
交際費	3,490	3,211
旅費交通費	3,532	1,419
租税公課	19,832	21,288
不動産賃借料	123,267	121,567
退職給付費用	80,253	72,322
減価償却費	22,020	17,184
採用費	5,056	52,915
専門家報酬	48,881	39,144
業務委託費	47,516	25,323
敷金の償却	2,056	5,801
諸経費	85,370	79,726
一般管理費合計	1,461,300	1,462,818
営業損失(△)	△ 11,491	△ 103,328
営業外収益		
受取利息	6	5
受取配当金	9,720	6,265
有価証券売却益	16	16,141
有価証券評価益	18,375	14,092
雑収入	13	965
営業外収益合計	28,131	37,470
営業外費用		
為替差損	5,851	5,835
営業外費用合計	5,851	5,835
経常利益又は経常損失(△)	10,788	△ 71,693
特別利益		
賞与引当金戻入益	※1 185,030	-
ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益	-	※3 7,027
特別利益合計	185,030	7,027
特別損失		
固定資産除却損	2,935	-
ファンド負担金返金関連費用	※2 185,696	-
ゴルフ会員権売却損	1,696	-
減損損失	-	※4 55,549
特別損失合計	190,328	55,549
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	5,490	△ 120,215
法人税、住民税及び事業税	901	724
法人税等調整額	204,555	-
法人税等合計	205,457	724
当期純損失(△)	△ 199,967	△ 120,940

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計
			その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	935,663		2,202,038	2,202,038
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	△ 334,000		△ 334,000	△ 334,000
当期純損失	—	—	△ 199,967		△ 199,967	△ 199,967
当期変動額合計	—	—	△ 533,967		△ 533,967	△ 533,967
当期末残高	649,500	616,875	401,696		1,668,071	1,668,071

当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			株主資本 合計
			その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	649,500	616,875	401,696		1,668,071	1,668,071
当期変動額						
剰余金の配当	—	—	—		—	—
当期純損失	—	—	△ 120,940		△ 120,940	△ 120,940
当期変動額合計	—	—	△ 120,940		△ 120,940	△ 120,940
当期末残高	649,500	616,875	280,756		1,547,131	1,547,131



## 重要な会計方針

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券  
時価法により行っています。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- ① 平成19年3月31日以前に取得したもの  
旧定額法によっております。
- ② 平成19年4月1日以降に取得したもの  
定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。  
但し、当期の計上額はありません。

#### (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

#### (4) ファンド負担金返金関連費用引当金

当社は、令和2年4月3日付行政処分に基づき、同年6月12日、金融庁に「業務改善報告書」を提出いたしました。今般の行政処分において指摘されております特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備えるため、令和2年12月31日において、返金関連費用の見積額に基づき計上しておりました。当期末（令和3年12月31日）においては、合理的に将来の支出の引当てが不要と判断されるため、全額取り崩しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 未適用の会計基準等

### (1) 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第 30 号 令和 3 年 3 月 26 日 企業会計基準委員会)

#### ①概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

- ステップ 1：顧客との契約を識別する。
- ステップ 2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ 3：取引価格を算定する。
- ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ 5：履行義務を充足する時又は充足するにつれて収益を認識する。

#### ②適用予定日

令和 4 年 12 月期の期首から適用します。

#### ③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現時点で評価中であります。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 令和元年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 令和元年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 令和元年 7 月 4 日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 令和 2 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

#### ①概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic 820「公正価値測定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

#### ②適用予定日

令和 4 年 12 月期の期首から適用します。

#### ③当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現時点で評価中であります。

注記事項  
(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和 2年12月31日現在)	当事業年度 (令和 3年12月31日現在)
建物	74,199 千円	113,356 千円
器具備品	52,303 千円	59,346 千円
リース資産	6,192 千円	16,652 千円
計	132,695 千円	189,355 千円

(注) 上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和 2年12月31日現在)	当事業年度 (令和 3年12月31日現在)
ソフトウェア	31,403 千円	38,968 千円
電話加入権	- 千円	288 千円
計	31,403 千円	39,256 千円

(注) 上記減価償却累計額には、無形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(損益計算書関係)

※1 賞与引当金戻入益に関する事項

令和元年12月31日における賞与引当金のうち従来の見積額との差額を、賞与引当金戻入益として特別利益に計上しております。賞与引当金戻入益の計上額は、役員及び従業員の賞与の支払に備える為の賞与引当金に対する引当金戻入額となります。

※2 ファンド負担金返金関連費用に関する事項

今般の行政処分の対象となりました当社の業務運営を原因として、ファンド及び受益者に生じた不利益を解消すべく、過去にファンドで負担していた費用を当社からファンドへ返金、また不利益が生じているファンドの受益者への当該不利益解消の為の返金を実施しております。また返金を実施する上で必要となる関連費用についても、当該費用として計上しております。

※3 ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に関する事項

当社は、令和2年4月3日付行政処分において指摘されておりました特定の投資信託（マザーファンド）に投資している投資信託及び最終受益者に生じた不利益を解消する為の費用の支出に備え、ファンド負担金返金関連費用引当金を計上しておりましたが、当期末（令和3年12月31日）において合理的に将来の支出の引当てが不要と判断されるため、令和2年12月31日における当該引当金のうち当期における支出額との差額については、ファンド負担金返金関連費用引当金戻入益に計上しております。

※4 減損損失に関する事項

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	金額
事務所設備	東京都千代田区	建物・器具備品・リース資産・ソフトウェア・電話加入権	55,549 千円

(経緯)

上記資産につきまして、営業活動から生じる損益が継続してマイナスになっており、見積期間内において将来のキャッシュ・フローも見込まれないことから、回収可能価額を零と評価し、帳簿価格全額を回収不能として減損損失を特別損失に計上しております。

(減損損失の金額)

建物	32,299 千円
器具備品	5,672 千円
リース資産	7,302 千円
ソフトウェア	9,986 千円
電話加入権	288 千円
合計	55,549 千円

(グルーピングの方法)

当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。資産のグルーピングについては、全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、事務所の全資産を一つの単位として実施しております。

(回収可能価格の算定方法)

当社の回収可能価格は使用価値を使用しておりますが、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和2年3月25日 定時株主総会	普通株式	334	利益剰余金	14,483	令和元年12月31日	令和2年3月25日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度(自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。

また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（令和 2年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,083,875	1,083,875	-
(2) 預託金	52,153	52,153	-
(3) 有価証券	627,221	627,221	-
(4) 未収委託者報酬	650,109	650,109	-
(5) 未収運用受託報酬	55,665	55,665	-
(6) 未収入金	124,194	124,194	-
(7) 長期差入保証金	72,570	72,570	-
(8) 未払金	(517,836)	(517,836)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

当事業年度（令和 3年12月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	1,538,878	1,538,878	-
(2) 預託金	-	-	-
(3) 有価証券	346,148	346,148	-
(4) 未収委託者報酬	653,349	653,349	-
(5) 未収運用受託報酬	3,889	3,889	-
(6) 未収入金	66,655	66,655	-
(7) 長期差入保証金	65,234	65,234	-
(8) 未払金	(465,547)	(465,547)	-

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 預託金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未収委託者報酬、(5) 未収運用受託報酬、(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和 2年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,083,875	-	-	-
預託金	52,153	-	-	-
未収委託者報酬	650,109	-	-	-
未収運用受託報酬	55,665	-	-	-
未収入金	124,194	-	-	-
長期差入保証金	619	71,951	-	-
合計	1,966,617	71,951	-	-

当事業年度（令和 3年12月31日）

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,538,878	-	-	-
預託金	-	-	-	-
未収委託者報酬	653,349	-	-	-
未収運用受託報酬	3,889	-	-	-
未収入金	66,655	-	-	-
長期差入保証金	496	64,738	-	-
合計	2,263,268	64,738	-	-

(有価証券関係)

(1) 売買目的有価証券

	前事業年度 令和 2年12月31日	当事業年度 令和 3年12月31日
事業年度の損益に含まれた評価差額	18,375 千円	14,092 千円

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針(平成11年9月14日 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に係る期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
退職給付引当金期首残高	295,309 千円	304,220 千円
退職給付費用	137,757 千円	81,072 千円
退職給付の支払額	△ 128,846 千円	△ 99,996 千円
退職給付引当金期末残高	304,220 千円	285,296 千円

(注) 上表については、役員に対する退職慰労金に係る金額を含めて表示しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	80,253 千円	72,322 千円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:千円)

	前事業年度 (令和 2年12月31日)	当事業年度 (令和 3年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	80,942	84,614
退職給付引当金損金算入限度超過額	93,152	87,357
未払費用否認額	12,666	9,925
未払事業税	-	3,340
資産除去債務	15,063	16,839
減損損失	-	17,093
繰越欠損金	59,602	68,995
その他	3,925	664
繰延税金資産の総額	265,352	288,831
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 59,602	△ 68,995
将来減算一時金差異等の合計に係る評価性引当額	△ 179,818	△ 191,114
評価性引当額小計	△ 239,421	△ 260,110
繰延税金資産合計	25,931	28,721
繰延税金負債との相殺	△ 25,931	△ 28,721
繰延税金資産の純額	-	-
繰延税金負債		
未収事業税	△ 2,303	-
有価証券評価益	△ 23,628	△ 28,721
繰延税金負債合計	△ 25,931	△ 28,721
繰延税金資産との相殺	25,931	28,721
繰延税金負債(△)の純額	-	-

## 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和 2年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	59,602	59,602
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 59,602	△ 59,602
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金59,602千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。

当事業年度(令和 3年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	-	-	-	-	-	68,995	68,995
評価性引当金	-	-	-	-	-	△ 68,995	△ 68,995
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金68,995千円(法定実効税率を乗じた額)の全額について、評価性引当金を計上しております。

当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収不可能と判断し、繰延税金資産を認識しておりません。



3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (令和 2年12月31日)	当事業年度 (令和 3年12月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62	-
住民税均等割	17.30	-
交際費等永久差異	63.11	-
役員給与永久差異	△ 729.95	-
評価性引当金	4,360.68	-
その他	0.32	-
税効果会計適用後の法人税の負担率	3,742.09	-

(注) 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、差異の原因についての記載を省略しております。

(持分法損益等)  
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,033百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託	業務委託	61,965	未払金	966

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の 子会社	ビービーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資 運用業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	82,987	未払金	15,230
親会社の 子会社	イーストスプリン グ・インベストメン ツ(シンガポール) リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	337,587	未収入金	123,969
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1) 委託計算費の 支払(注1) 情報関連費の 支払	840,440 12,081 59,825	未払金 未払金	152,987 16,663
親会社の 子会社	イーストスプリン グ・インベストメン ツ・サービス・プ ライベートリミテッド	シンガポ ール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	20,928	-	-
						情報システム 関係契約	情報関連費の 支払	4,523	-	-
親会社の 子会社	ブルーデンシャル・ サービス・アジア	マレーシア	319百万 マレーシア リンギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	14,345	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。  
料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc (ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場)  
Prudential Corporation Asia Limited  
Prudential Holdings Limited  
Prudential Corporation Holdings Limited  
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

当事業年度（自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ブルーデンシャ ル・コーポレーショ ン・ホールディング ス・リミテッド	英国 ロンドン市	3,033百万 米ドル	持株 会社	被所有 間接100%	管理業務の委託	業務委託	74,937	未払金	4,810

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ（シンガポー ル）リミテッド	シンガポ ール	1百万 シンガ ポール ドル	投資 運用業	なし	サービス契約	その他営業収 益の受取(注2)	325,922	未収入金	66,635
						調査業務の委託 計算業務の委託 情報システム 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	699,932	未払金	59,371
							委託計算費の 支払(注1)	9,284		
親会社の子会社	イーストスプリ ング・インベストメ ンツ・サービス・ プライベートリミ テッド	シンガポ ール	1千5万 シンガ ポール ドル	その他 サービ ス業	なし	商標使用契約	ロイヤリティ の支払	9,449	未払金	13,979
						情報システム 関係契約	情報関連費の 支払	10,176		
親会社の子会社	ブルーデンシャ ル・サービス・ア ジア	マレーシア	319百万 マレーシア リンギット	サービ ス業	なし	情報システム 関連契約	業務委託	11,242	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費及び委託計算費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) その他営業収益は関連会社等が運用する海外投信に係る通信・取次ぎ・翻訳業務のサービス報酬であります。

料率は関連会社間で協議の上合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

Prudential plc（ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、シンガポール証券取引所、香港証券取引所に上場）  
Prudential Corporation Asia Limited  
Prudential Holdings Limited  
Prudential Corporation Holdings Limited  
Eastspring Investments Group Pte. Ltd.

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	4,038,098	91,506	337,587	4,467,192

当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	3,871,102	23,831	325,922	4,220,855

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
1株当たり純資産額	72,336円14銭	67,091円56銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△ 8,671円60銭	△ 5,244円58銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和 2年 1月 1日 至 令和 2年12月31日)	当事業年度 (自 令和 3年 1月 1日 至 令和 3年12月31日)
当期純損失(△)	△199,967千円	△120,940千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純損失(△)	△199,967千円	△120,940千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間監査報告書

令和4年9月5日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 三添 明敏

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の令和4年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和4年1月1日から令和4年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした

監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表  
1. 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (令和 4年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		1,362,781
有価証券		313,819
前払費用		29,053
未収委託者報酬		637,374
未収運用受託報酬		3,593
未収入金		56,564
流動資産合計		<u>2,403,186</u>
固定資産 ※1		
有形固定資産		
建物		0
器具備品		5,089
リース資産		0
有形固定資産合計		<u>5,089</u>
投資その他の資産		
長期差入保証金		41,737
投資その他の資産合計		<u>41,737</u>
固定資産合計		<u>46,826</u>
資産合計		<u>2,450,013</u>
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料		327,351
関係会社未払金		204,747
その他未払金		24,350
未払費用		87,705
未払法人税等		10,251
預り金		23,440
賞与引当金		131,386
未払消費税等	※2	18,620
リース債務		3,190
流動負債合計		<u>831,044</u>
固定負債		
退職給付引当金		287,926
リース債務		3,063
固定負債合計		<u>290,989</u>
負債合計		<u>1,122,034</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金		649,500
資本剰余金		
資本準備金		616,875
資本剰余金合計		<u>616,875</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		61,604
利益剰余金合計		<u>61,604</u>
株主資本合計		<u>1,327,979</u>
純資産合計		<u>1,327,979</u>
負債・純資産合計		<u>2,450,013</u>

## 2. 中間損益計算書

(単位:千円)

		当中間会計期間 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 6月30日)	
営業収益			
委託者報酬			1,785,868
運用受託報酬			6,569
その他営業収益			126,643
営業収益合計			1,919,081
営業費用			1,376,666
一般管理費	※1		730,962
営業損失			188,547
営業外収益			
受取利息			1
受取配当金			96
有価証券売却益			259
雑収入			8
営業外収益合計			365
営業外費用			
有価証券評価損			12,093
為替差損			18,401
営業外費用合計			30,494
経常損失			218,677
税引前中間純損失			218,677
法人税、住民税及び事業税			475
法人税等合計			475
中間純損失			219,152

## 3. 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 6月30日)

(単位:千円)

項目	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	649,500	616,875	280,756	1,547,131	1,547,131
当中間期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
中間純損失	—	—	△ 219,152	△ 219,152	△ 219,152
当中間期変動額合計	—	—	△ 219,152	△ 219,152	△ 219,152
当中間期末残高	649,500	616,875	61,604	1,327,979	1,327,979



## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券  
時価法により行っています。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。  
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。  
器具備品                      3年～15年

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当期の計上額はありません。

##### (2) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っており、投資運用サービスから委託者報酬及び運用受託報酬を獲得しております。

契約における履行義務の充足に伴い、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価格に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

また、当社の関係会社から受け取る振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

#### 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、本基準の適用より当社の中間財務諸表に与える重要な影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、本基準の適用より当社の中間財務諸表に与える重要な影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

有形固定資産

	当中間会計期間末 (令和4年6月30日)
建物	113,356 千円
器具備品	59,507 千円
リース資産	16,652 千円
計	189,516 千円

(注) 上記減価償却累計額には、前事業年度に認識しました有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

無形固定資産

	当中間会計期間末 (令和4年6月30日)
ソフトウェア	38,968 千円

(注) 上記減価償却累計額には、前事業年度に認識しました無形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

※2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)
有形固定資産	160 千円
計	160 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク

有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収運用受託報酬は、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっているため、リスクは僅少となっております。

営業債権である未収入金は、主に同一の親会社をもつ会社への債権であり、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、有価証券について、毎月末に時価を算出し評価損益を把握しております。また、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。なお、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

(単位:千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券	313,819	313,819	-

現金及び短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価格に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収入金、未払金について注記を省略しております。また、長期差入保証金については、敷金の性質及び賃借契約の期間から時価が帳簿価格に近似しており、注記を省略しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

#### (1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用した投信信託受益証券の貸借対照表における金額は、有価証券313,819千円となります。なお、他に時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債はございません。

#### (2) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債以外の金融資産及び金融負債はございません。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

##### 有価証券

有価証券は投資信託受益証券であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

売買目的有価証券

	当中間会計期間末 令和4年6月30日
事業年度の損益に含まれた評価差額	△ 12,093 千円

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客からの営業収益	1,785,868	6,569	126,643	1,919,081

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 6月30日)
1株当たり純資産額	57,588円
1株当たり中間純損失金額(△)	△9,503円56銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 令和 4年 1月 1日 至 令和 4年 6月30日)
中間純損失(△)	△219,152千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株主に係る中間純損失(△)	△219,152千円
普通株式の期中平均株式数	23,060株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 2022年10月6日

作成基準日 2022年9月5日

本店所在地

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

お問い合わせ先

リスク・コンプライアンス部